

令和３年第２回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和３年２月８日 午後２時５１分  
筑紫野市役所 ５０６会議室

1 開会日時及び場所 令和3年2月8日 午後2時51分  
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和3年2月8日 午後3時47分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、檜木勇、  
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、高田長次、  
佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第 3号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 4号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 5号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 6号 非農地証明願いについて

農政

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：こんにちは。おそろいでございますので、時間はちょっと早いですけど始めさせていただきますが、よろしゅうございますか。では、よろしくお願いします。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、1番委員の真鍋様、それから9番委員の八尋様、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。資料につきましては、お手元に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第3号、議案書のとおり農地の権利移動届出が4件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：すみません、説明の前に、資料の差し替えをお願いしたいと思います。

農地法3条による権利移動についてということで、一枚紙をお配りしている分がありました。一部修正がございましたので、本日はこの分で進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、農地法第3条の3の規定による権利移動ということで、読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は田661平米、合計661平米。届出の事由は相続です。あっせんの希望はありません。

番号2番、届出者、太宰府市□□、□□。届出地、□□。地積は田2,120平米、合計2,120平米。届出の事由は相続。あっせんの希望はありません。

番号3番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、外8筆。地積は、田1万6,595平米、畑496平米、合計1万7,091平米。届出の事由は相続。あっせんの希望はありません。

番号4番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地は□□。地積、田1,444平米、合計1,444平米。届出の事由は相続。あっせんの希望はありません。

以上です。

○議長：ありがとうございました。本件について質疑のある方はお願いいたします。

○推進委員：農業をしていない方が相続なさった場合には、農地の維持管理について、押さえか何かしておられるんですか。

○事務局：維持管理の関係……。

○推進委員：農業をされない人が相続されるでしょう。田んぼを相続されるでしょう。そういう

場合は、農地、要するに田んぼの維持管理については、何かきちつとした形で押さえか何かしてあるのですかということです。

○事務局：この分に関しては、相続という届出でしかちょっと確認をしておりませんので、その辺の維持管理のほうまでは……。

○推進委員：心配しますのは、放棄地になる可能性がありますよね。その心配で、ちょっと今発言したのですけどね。

○事務局：その辺は、あっせんの希望あり、なしというところで、ほとんどが「なし」というふうになっていますけれども、その辺もお話ししながらはさせていただいています。できない方はあっせん許可が要るとかいうことで、窓口のほうでお話はさせていただいているところではあるんですけど。その辺も、事務局としても頭に入れて進めていきたいと思います。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第4号、議案書のとおり農地の転用届出が4件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、譲受人、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、田25平米、合計25平米。届出内容、転用目的は宅地分譲。契約内容、売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和3年3月1日から令和3年4月30日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日は令和3年1月12日。

番号2番、譲受人、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□、持分2分の1。譲渡人、筑紫野市□□、□□、持分は2分の1。届出地、□□。地積は、田8.61平米、合計8.61平米。転用目的は宅地分譲。契約内容は売買。構造規模、盛土、整地。工事期間は令和3年3月1日から令和3年4月30日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和3年1月12日。

番号3番、譲受人、大阪市□□、□□株式会社代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、畑727平米、合計727平米。転用目的は建売住宅。契約内容、売買。構造規模は軽量鉄骨造2階建て。工事期間、令和3年2月1日から令和3年8月31日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和3年1月13日。

番号4番、譲受人、香川県高松市□□、□□株式会社代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地は□□。地積、田1,962平米、仮換地866平米、合計は1,962平米。転用目的は

展示場。契約内容は賃貸借。構造規模は軽量鉄骨造1階建て。工事期間、令和3年3月9日から令和3年4月30日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和3年1月22日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いいたします。どうぞ。

○委員：4番の□□さんの件ですけど、これは賃貸借になっていますよね。

○事務局：はい。

○委員：これは、期限の後、現状復帰みたいなあれは付いてるのでしょうか。結局、これは造成して、多分、建物を建てられるわけですよね。転用目的、展示場。契約内容、賃貸借になっていますから、もう田んぼを潰されるわけですよね。

○事務局：はい。

○委員：となると、これは現状回復とか、そういう部分の話は確認できているのでしょうかということです。多分このまま宅地に、また書類が出てくる可能性がありますから。

○事務局：展示場としての転用申請ということで、その後、恐らく売買と。建物をそのまま販売とか売買というつながりになろうかと思うんですが。展示場からそのまま、モデルハウスというんですかね、そのまま販売という形になろうかと思います。

○委員：すみません、僕が理解できないのかもしれませんが。これは、田んぼのまま建物を建てるというふうに捉えられるのか、ちょっと僕は今、解釈しているんですけど……。

○事務局：そうですね、地目としては変わらないですね。区画整理地内になりますので、仮換地状態で、地目としてはそのまま田んぼとして残ってしまうという……。

○委員：すみません、それと、もう一つあるんですよ。仮換地とあるから、そこもちょっと引っかけかかっていた部分があって。面積的に言ったら、半分というか4割ぐらいが仮換地で、残りが田んぼですよね。これは、1962のうちということでしょう、仮換地の866というのは。

○事務局：代替地という捉え方、きれいに区画整理した後の面積になりますので……。

○議長：面積が減るんです。

○事務局：減りますね。

○委員：面積は減っている。減歩でしょう？

○事務局：はい。減ってきます。どうしても区画整理後は面積が減ってしまうということにはなりますけど。

○委員：減歩した数字が仮換地ですか。

○事務局：残りが田んぼというものではなく、面積が減ってしまうという考え方です。

○委員：判定されるごとに減るということですね。その上に建つということですか。

○事務局：はい。

○委員：分かりました。それなら。6割方の土地が残るから、結局これまで宅地用地になるのかなど。すみません、ちょっと深読みしてしまいましたので……。

○事務局：はい、なるほどですね。減りますね。

○委員：分かりました。

○議長：ほかに御質問ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、質問ありませんようですので、以上で本件については報告を終わります。

差し替えてもらった分の一枚紙、そちらのほうでお願いいたします。

3ページになります。

議案第4号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番につきまして、□□番委員の□□さん、説明方よろしくお願いします。

○委員：1番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、福岡市□□、□□、外1名。申請地の表示、□□。地積、田1,072平米。申請理由、相手方要望。契約内容、売買となっております。

□□さんは兼業農家で、ずっと農業をされている方です。

□□さんは、地図が4ページ、□□小学校の近く、□□川の近くですね。4ページを見てください。□□川に沿った田んぼです。5ページ、□□と□□と二つに分かれておりますけれども、□□を、身内の方のを買われるということです。今までどおり農業は、溝さらいから全部されておりますので、何も阻害することはございません。ずっとこのまま農地を守っていかれる方です。

○議長：では、事務局、何か追加説明がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から御説明いただいたとおりでございます。

3条の要件だけ簡単に確認をさせていただきます。こちら、既に6,100平米ほど耕作されておりますが、現在耕作されている全ての農地の利用状況は良好で、取得後においても効率的に耕作を行うというふうに思われます。

あと、農作業歴、また従事日数からも、今後も常時従事するということで考えております。

以上です。

○議長：それでは、本件に対する質疑・意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するこ

とにいたします。

それでは、次に移ります。

2番について、地区担当委員であります□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○委員：番号2番、譲受人、筑紫野市□□、農業生産法人□□代表取締役、□□。7,362平米。  
譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地は□□。地積は、田2,970平米。申請理由は相手方の要望  
ということで、これは農地のままの状態を買うということです。売買です。

この田んぼも、場所は、6ページと7ページになっているのですが、結構大きな面積です。この田んぼのちょうど角に水みちの頭がついておりまして、下のほうにかなり水をやらなければいけない状況になっている田んぼです。当分ずっと続けるという状況になっております。

○議長：ありがとうございます。事務局のほうから補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から御説明いただいたとおりです。

今回、資料の差し替えをさせていただきましたが、農地の権利取得をして農業を行うことができる法人、農地所有適格法人ということで、今回、□□さんが農地を取得するというものでございます。農地所有適格法人の事業要件というものがございまして、それに関しましては、定期的にこちらから報告書を頂いており、確認をさせていただいているところでございます。

こちらの耕作状況でございますが、所有地、借入地含めまして7,300平米ほどありまして、主に水稻ということで、現在耕作している耕作状況は良好。取得後におきましても効率的に耕作を行うというふうに思われます。

譲受人の営農状況ですが、従事日数からしても、今後も常時従事するというふうに思われます。

申請地につきましては、これまで同様に水稻を耕作されるということで、周囲への支障はないというふうに考えております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次に移ります。3番、4番につきましては同じ方が譲受人になっておられますので、

併せて一緒に説明をいただきたいと思います。譲渡人は別々ではありますが、一緒にさせていただきます。

それでは、3番、4番につきまして、一緒にやるということで、地区委員は□□番の□□委員さん、説明方よろしくお願いいたします。

○委員：番号3番、譲受人、鳥栖市□□、□□さん。譲渡人、三養基郡基山町□□、□□さん。申請地は□□。地積、田2,321平米、合計2,321平米。申請理由は相手方要望で、売買ということになっております。

続いて二つ目になります。

番号4番、譲受人、今の方と同じで、鳥栖市□□、□□さん。譲渡人、三養基郡基山町□□、□□さん。申請地は□□。地積、田んぼ1,229平米、合計1,229平米です。申請理由は相手方要望で、売買となっております。

8ページ、9ページを見てももらえれば分かると思いますけれども、この土地は□□公園の上のほうで、基山に登るところ、その道沿いにあるということです。3番と4番の土地は、水路を挟んで両側にあります。この方は今ブリーダーをやっておられるそうですけれども、ミカンと柿を1,970平米、□□さん所有で、借地ですけれども作っておられるということで、今度買われてもミカンを作るということです。

ここに申請に来られる前に、農業委員会のほうから、草を刈っておいてくれということで、草を刈って、そこで作るということです。持ってるものとしては、農機具はトラクターとかコンバイン、草刈り機とかチェーンソーとか、そういうものは持っておられます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から説明いただいたとおりでございます。

農地法の3条の要件でございますが、先ほど説明がありましたとおり、譲受人の耕作面積が1,931平米、これは基山町のほうに借入地として耕作をされているという状況で、そこには果樹等を作付しております。現地を確認させていただきましたが、利用状況としては良好でございました。

今回、先ほどありましたとおり、受けられる農地については同じく果樹を作付するということでございまして、今回の農地を取得することによって経営面積が5反以上の要件を満たすというものでございます。

営農状況ですが、お二人で従事されている。作業歴10年。あと、従事日数というのがございます。こちらの申請書では50日ということで、常時日数の150日未満ということではございますが、農地法の処理基準というものがございまして、150日未満であっても必要な農作業に従事してい

れば常時従事ですよという規定がされておりますので、今回についても常時従事の要件を満たしているというふうに考えております。

地域との調和でございますが、譲受人の方からは、地域の慣習に従って営農しますということでした。先日、会長、副会長と現地を確認しましたところ、今ちょうど重機で整地をしている途中段階でございまして、耕作できる状況にはまだしばらく時間がかかるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。3番、4番、一緒に御質問を受けます。本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

○委員：5,000平米確保のための苦肉の策のようですが、もともとこれは耕作放棄地ですか。もともと耕作放棄地を、今度5,000平米にするためにミカン等を植えるということですかね。

○議長：数字にするためかどうかは分かりませんがね。

○委員：ちょっと心配したのは、耕作放棄地になりそうなところなので、この方に後継者がいるとか、年齢が幾つぐらいの人なのか、今から長く農地を守ってもらえる人なのかどうかを質問したいと思います。

○事務局：申請地のほうですが、昨年、農地パトロールを行ったところですが、農地パトロールというか、現地確認をさせていただいたところですが、昨年の状況で見ますと、やはり草木が伸びて、ほぼ耕作されていない状況でございましたが、今現在は伐採をされて整地をされているという状況でございます。

あと、譲受人さんの年齢につきましては、お二人ということで、御本人さんが70歳、そして世帯員が58歳ということで、お二人で作業をされるという内容ではございます。

○委員：70歳で規模拡大されているから心配。高年齢者ではないかなと思ったものですから。後継者がいてミカンを作るならいいでしょうけど、やはりきちんとしておかないと、また耕作放棄地になり得るかなというところをちょっと心配したものですから、その辺の確認をしたような次第でした。

○議長：植えられてからの確認ぐらいするべきではないかなとは思いますが。

○委員：というふうなところですが。だから、植えて、それを維持管理していくというのは、必ずチェックしていただかないといけないのではないかと思います。

○委員：結局、下限面積を利用して農家としてされる分はいいけど、それをまたいとも簡単に転用されるとか売買するとか、そういったことがないようにしておかないと、□□さんが言われたとおり、耕作放棄地になったときがね、「なんや、時の農業委員は」と言われたらいけないからね。

□□さんという方は、家は近いのですかね。近くなら近くでいいけど、きちんとやってもらわないと、これでしたらもうどんどん耕作放棄地になるから。

○議長：今、造成中でございますので、確認は農業委員会としてもしたいかなというふうに思います。

○委員：そこだけ確認をちゃんとしていただければ。

○委員：どっちみち山の中だからですね、なりますよ。今も放棄地だから。ちょっとでもしてもらったほうがまだいいかもしれない、大きな目で見て。

○委員：去年もこの近くで二、三軒、2軒ぐらい出たと思いますけど。この近くは全部そうです。

○議長：自分方のか分からないところじゃないですか、場所的に。ただ作っていただくというのも大事なことですから。

○委員：今度作っていただいただけでも大分ありがたいですね。今まで荒れていたわけだけだから。

○議長：ほかにございませんか。いいですか。

(なし)

○議長：それでは、質問もございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次のページ、10ページをお開けください。

議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、御説明方よろしく申し上げます。

○委員：番号1、譲受人、住所氏名を言います。筑紫野市□□、□□さん。譲渡人、住所、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、73平米。申請内容、転用目的は駐車場です。契約内容は売買。構造規模はコンクリート舗装です。期間は令和3年3月1日から令和3年の3月31日。審議の事項、農地の区分、第二種。資金の内訳は自己100%。開発許可は不要です。用排水処理は承諾書添付、付いております。都市計画区域は区域外です。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：議案内容につきましては、□□委員から御説明いただいたとおりです。

申請箇所でございますが、11ページ、それから12ページのほうに添付をさせていただいております。11ページを見ていただいて、真ん中の四角の、ちょっと表示が小さいですが、真ん中のところに黒く網かけをしている部分、ここが申請地ということで、ちょうど□□から□□のほうに抜ける□□線が真ん中を通っていますが、下に県の□□学校が、そういう位置関係になります。

農地区分は、説明ありましたとおり、周りを宅地で囲まれているということで、広がりのない第二種農地ということになります。

今回の申請理由ですが、12ページの見取図を見ていただきたいと思います。譲受人の方は造園業を営んでありまして、この網かけの上の□□、ここが自宅ということになります。ここの自宅のお庭をこれまで従業員さんの駐車場ということで使っていらっしゃったんですが、ここが結構急傾斜、そしてちょっと狭いということから、今回、駐車場への転用申請というのがあったという流れになります。

土地利用計画図では、ここの整地を行って、コンクリート工事をやると。駐車場にするということで、雨水関係は、手前の道路側の水路に流すという計画になっています。土砂関係は、周りにコンクリートで土留めをするということで被害防除計画があっております。水利承諾、隣地承諾については、条件等は付されておられません。

以上です。

○議長：ありがとうございました。本件につきまして質疑・意見のある方はよろしくお願いします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決に移ります。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。2番につきましては、私のほうから説明をさせていただきます。

2番、譲受人、太宰府市□□、□□。譲渡人、粕屋郡志免町□□、□□。申請地の表示、□□。田の663平米。転用目的は建売住宅です。契約内容は売買。構造規模は木造2階建てと木造平家と、2軒建ちます。工事期間は令和3年4月20日から令和3年8月30日。農地の区分は第二種農地で、資金の内訳は自己負担。建蔽率は20.73%。開発許可は不要です。用排水処理は条件付で、都市計画区域外でございます。

条件につきましては、実は□□用水という用水がございまして、その用水が多いときに□□川本流に流す排水路がございます。その排水路に浄化槽を使って流し込むということになっております。そういうことのためには、それなりのびしゃっとした形を取ってくれということで、一応条件をつけております。

地図は、13と14ですね。13ページに全体の地図が載っていますが、ちょうどこの地図の、斜めにずらっと右上から左下のほうへ通っている道が旧国道□□号線、それから、もう一つ幅広いやつが上のほうにごちゃごちゃして走っておりますが、これが□□号のバイパスです。そして、そこにはっきり書いてありませんが、□□、□□場が、今の申請地の先のほう、下のほうに下ったところがございます。一番右の端のほうに□□と書いてあると思います。その途中の、自宅前の土地を売られるということになります。

字図がそこにあります。これにつきましては、推進委員の□□さんも一緒に見ていただいておりますので、□□さんのほうからも何かございましたらお願いします。

○推進委員：いや、これはもう飛び地で、周りが道路で囲まれていますから、別に支障が起きるような土地ではありませんので問題ないと思います。

○議長：ありがとうございます。では、事務局もほうから補足がありましたらお願いします。

○事務局：事務局のほうは特にありません。

○議長：それでは、本件につきまして、質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、15ページをお開けください。

議案第6号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□さん、説明方お願いいたします。

○委員：1番、申請人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、外2筆。地積、畑315平米。申請内容、当該地は昭和39年より資材置場として転用されておりました。そのため、今は雑種地となっております。

地図ですけれども、場所は、□□の旧道ですね。こっちから行ったら□□橋を渡って、□□の旧道に入ります。入るところの右側に□□そばというおそば屋さんがございます、そのちょっ

と斜め前のところから左のほうに入っていった場所です。

次の17ページを御覧ください。□□というのが今は車庫になっております。下はセメントを打ってあって、資材置場という形になっております。この□□が今、ちゃんと畑はされておりますけど、何も入っていけない、ただ一馬力で耕してするような場所なんですね。今まで横の方がされていたということですけど、できなくなって、□□のところから黒い斜線がありますね。その側溝の蓋ぐらいのところからでないと入れない状態です。だから、どうしても耕作はできないということです。そして、□□というのはもう竹やぶになっておりました。□□は田んぼとして作られておりますけども、溝の手前は竹やぶになっておりますので、農業をするあれはできません。だから非農地として願いますということで御依頼がっております。

○議長：事務局より補足がありましたら願います。

○事務局：内容につきましては、□□委員から御説明いただいたとおりです。繰り返しになりますが、議案書の中にも書いておりますけれども、こちらは昭和39年に、かなり昔ですが、資材置場として転用の許可が下りている場所でございます。その当時、地目まで変えておくべきでしたが、所有者のみの登記変更しかされていなかった。地目はずっと田んぼのまま、農地のまま残っていたという状況でございました。課税状況も、全て雑種地課税ということで確認はしております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。では、本件に対する質疑・意見のある方は願います。

(なし)

○議長：それでは、ありませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決することいたします。

では、2番につきまして、□□番委員の□□委員さん、御説明方よろしく願います。

○委員：2番、申請者、福岡市□□、□□。申請地、□□。地積、田349平米ですね。当該地は、ここに書いてありますように、昭和62年より、このところに住宅を建てる予定にはなっていたらしいのですが、そのまま雑種地で、ほったらかしていたと言うと言葉が悪いんですけど、そのままにしていたと。今度、ここ辺は、□□さんのほうがこっちに帰ってきて、今現在は雑種地になっておりますけど、そこに作業小屋を建てて、野菜とかなんかを作りたいなという形ですので、今までほったらかしていた分を、ほったらかしてと言ったら言葉が悪いんですけど、そのままにしていた分を整地して野菜やらをちょっと作りたいという形ですね。いいほうに向いたかなという

形では思っております。

住戸住宅について、ここ辺はもう恐らく今後、建たないと思います。これは一昨年ですか、農地の現地調査のときにも、雑種地になっているのは確認をしております。これが少しでもよくなるということで了解をしております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から御説明いただいたとおりで、62年に転用許可が下り、課税の状況も確認しますと、既に雑種地のほうへ課税が行われているという状況です。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決に移ります。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、地図の後のページをお開けください。

農政議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明方よろしくをお願いします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、□□。住所、筑紫野市□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、渡邊大起。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積は1,173平米。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田。所有権移転の時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては、いずれも令和3年2月25日となっております。

番号2番につきましても、□□氏と同法人との売買になります。

番号3を御覧ください。また読み上げてさせていただきます。

番号3、所有権移転を受ける者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、渡邊大起。福岡市中央区天神四丁目10番12号。所有権移転をする者、□□。住所、筑紫野市□□。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積は2,780平米でございます。農振区分は農用地。法

律関係、売買。利用目的は水田。同じく、所有権移転の時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は令和3年の2月25日となっております。

以降、番号3から番号11までにつきましては、所有権移転を受ける者が推進機構となっており、□□ほか3名の方が売買を行うことになります。

1番と2番につきましては、最終的な担い手であります□□氏へあっせんを行い、農地を集約するもの、3番から11番につきましては、これから推進機構が一旦受けまして、担い手にあっせんを行い、集約を図っていくものとなっております。

合計につきましては、計6件の、筆数といたしましては11筆、面積1万2,199平米の所有権移転に関する件でございます。

説明は以上です。御審議よろしく願いいたします。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員：11番は農振区分が入っていないのですが、農用地ですか。

○農政担当：これは農振地域外になりますので。

○委員：農振地域外になるのですか。

○農政担当：はい。一応これも……。

○委員：こういうときはどう表現するんですか、農振区分は。

○農政担当：正確に申し上げますと、農業振興地域内農用地区域外となります。これは農用地区域ではないという話にはなります。

○委員：それも結局、入れられるということですか。

○農政担当：はい、売買の中には入れていいと。

○委員：ああ、そう。外されるのかなというふうに思ったものだから質問したのですよ。

○農政担当：一応まとまってということで、推進機構とも確認して……。ただし、農振農用地の場合は、不動産取得税だとかの減免措置がありますけれども、これについては受けられない。ただし、契約としては一括でやれますよということで確認させていただいています。

○委員：農振地域外でも、これは載せることはできるということですね。

○農政担当：そうですね。

○委員：その確認です。分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

○農政担当：セットであればですね。農用地区域外の農地だけでこれが載せられるかと言いますとノーですけど、□□さんで言えば、上の2筆が農用地でございます。ですので、それとセットで売買ということであれば大丈夫ですよということみたいです。

○委員：分かりました。その確認です。

○委員：農用地という表現は、本来から言うと、農業振興地域のことを指すのですよね。

農政担当：農業振興地域の中で、さらに農地として守っていきますよというところを農用地区域と指定しております。そのことを農用地というふうに呼称させていただいています。

○議長：ほかに質問ございませんか。

今の件いいですかね。農業振興地域整備計画の中の農用地区域と農用地外の、一般的には白地と言ったりいろいろ言い方がありますが、そういう区域に分かれていると。その農用地の部分が9番、10番、11番はそれ以外の部分に当たるということです。

ほか質問ございませんか。

(なし)

○議長：では、ありませんようですので、本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定することといたします。

では、次のページをお開けください。

農政議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明方をよろしくお願いします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号03-02-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、大野城市□□。所在地、□□。地目、田。面積1,580平米。利用権の種類は使用貸借でございます。利用権の内容は水田。期間につきましては、令和3年の2月11日から令和12年11月10日までの約10年間となっております。

以降につきましては記載のとおりでございますので、お読み取りいただければと思います。

合計につきましては、件数5件、新規が5件でございます。筆数13筆の1万4,501平米の利用権設定に関する件でございます。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長：ありがとうございました。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はよろしくお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に

該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

ただいま定例会の議事は全て終了いたしましたので、以上をもちまして令和３年第２回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。